

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原 告 阿部宣男

被 告 松崎 参

平成27年11月 日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

証 抱 説 明 書 (2)

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 練音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 澄



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



甲号証	標　　目	原本 写し	作成 年月日	作成者	立　証　趣　旨
30	意見書	写	2014年3月22日	原告代理人弁護士渡邊彰悟	懲戒処分のなされる6日前の意見書であるが、懲罰の可能性を前提にして、それまでの経緯と問題にされそうと思料した事実関係について述べたものである。 基本的に資源環境部の動き（懲戒処分理由に挙げられていない同年1月27日の生態調査を含む）について「阿部潰し」と評価しているものである。資料が1乃至32と添付されたものである。
31	板橋ホタル生態環境館職員の懲戒免職問題と板橋区の不正に関して	写	2014年4月3日	同上	同年3月28日の懲戒処分を踏まえて、原告が記者会見を開き、板橋区の行為が不正であり不当であることを指摘したもの
32	板橋区ホタル生態環境館あり方検討結果	写	平成26年5月	板橋区資源環境部環境課	平成25年5月頃に原告がまったく知らされないまま、板橋区資源環境部にホタル生態環境館あり方検討会が構成され、上記の通りの阿部潰しの一環としてホタル館廃止に向けた準備が進められていたこと
33	求釈明申立書	写	平成27年4月28日	原告ら訴訟代理人	原告高久被告板橋区の平成26年(ワ)第18690号事件において、板橋区指定代理人がホタル飼育の事実関係について「乖離報告書（注：本件訴訟で乙2として提出されている）はホタル館のホタルのDNAに関するものであり、ホタルの飼育実態についてのものではない」、「ホタル館におけるホタル飼育の実態を争う予定は無い」と述べたため、その趣旨を明らかにするために釈明を求めたものである。回答は34号証である。
34	回答書	写	平成27年6月19日	板橋区	甲33号証の求釈明を受けての板橋区の回答である。板橋区は「ホタル施設内で、ホタルが飼育されていたという事実は争わない」と明らかにしたのであり、被告事実掲示の内容と食い違っていること

35	日本共産党・民 生同盟悪魔の辞 典+キンピ一問 題笑える查問録 音公開中と題す るブログ	写	2014年3 月30日～ 同月31日 までの部 分	不詳	このブログにおいて、既に「ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と共産党が共闘し、それの妨げになる施設の責任者を「懲戒免職」に追い込む策謀がされた」とか、「板橋の自民、共産が邪魔者扱いする施設は、練馬区の共産党員や支持者も協力して実現した自然保護研究機関なんですが、それよりも儲かるもの優先なのが松崎らの本心なようです。板橋共産党は、昔から自民とつるんで利権に走るクセがありましたよ」等と反訴原告が反訴において取り上げている事実関係が指摘されていた事実
36	反訴原告の Facebook	写	2014年5 月11日	反訴原告	35のブログを反訴原告自ら取り上げて、「会いに来られればすぐにはあらわになります」とブログの内容を重要な受け止めていない様子が伺える。
37	日本共産党・民 生同盟悪魔の辞 典+キンピ一問 題笑える查問録 音公開中と題す るブログ	写	2014年6 月6日	不詳	反訴原告の甲36の応答をみてのさらなるリアクションであるが、ここではさらに「ホタル館を造りて、医療介護サービス付高齢者住宅が特養をつくろうという話が自民区議周辺でささやかれている。これに運営主体として、板橋区に小豆沢病院という拠点をもつ民医連が滑り込もうと触手を伸ばしているとの話がある。区の土地の上で建設工事利権は自民が、区立施設として完成する施設を指定管理者として運営する利権は共産党系医療団体が握る。もちろん、小豆沢病院は選挙において松崎区議をはじめとする共産党板橋区議団を身内として全面支援している。ここに板橋区では菊田区議をはじめとする自民区議団と松崎区議ら日本共産党区議団の利権追求上の共闘が現れた。」と端的に今回の記事で問題にしている内容が表現されている。

38	反訴原告のFacebook	写	2014年6月26日	反訴原告	37の書き込みを踏まえて、反訴原告訴は【『松崎いたる』と『ワル』】といふ区議会議員は、そういうとおりみなさま、お気をつけください。】と応じています。しかも、「拡げてください」という妄想を相手にしていいま撒いて、「どうぞシェアしてください」とし、「妄想」としてしまったく上記内容(甲37)を意に介さず、みずからその内容を広く知らしめようとしているのである。
39	板橋区のいたる所にいたるがいたよ～松崎いたるの日々雑感	写	2015年9月6日	同上	反訴提起前であるが、反訴原告自ら日系ビジネスの記事を取り上げて拡散している事実。

以上